地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(附則第十四条関係)

(公有財産の範囲及び分類) 「公有財産の範囲及び分類) 「一〜五 (略) 「一〜五 (略) 「一〜五 (略) 「一〜五 (略) 「一、社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債及に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債及い国債その他これらに準ずる権利 「一、社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第十四号)第六十六条第一号に規定する短期社債 「一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	改正案
(公有財産の範囲及び分類) 第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共第二百三十八条 社債券(特別の法律により設立された法人の発行する債対 株券、社債券(特別の法律により設立された法人の発行する債規定により登録されたものを含む。)並びに国債証券(国債に関規定により登録されたものを含む。)並びに国債証券(国債に関規定により登録されたものを含む。)がいたものを含む。)その他これらに準ずる有価証券と・八 (略)	現

三の二第一項に規定する短期債券

定する短期社債四(保険業法(平成七年法律第百五号)第六十一条の二第一項に規

第六項に規定する特定短期社債を含む。)

「特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条が、「以では、のとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社によるでは、対域に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第五、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第五、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第

第一項に規定する短期農林債券 (平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二六 農林中央金庫法 (平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二

3 4 (略)

(債権)

第二百四十条 (略)

2 . 3

(略)

4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用

一・二 (略)

しない。

の規定により登録されたもの及び社債等の振替に関する法律の規十一号)又は国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)三 証券に化体されている債権(社債等登録法(昭和十七年法律第

2|・3| (略)

第二百四十条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用

ー・二 (略)しない。

律の規定により振替口座簿に記録されたものを含む。) 律の規定により登録されたもの及び短期社債等の振替に関する法三 証券に化体されている債権 (社債等登録法又は国債に関する法

定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。)	
四个七(略)	四~七 (略)
第二百六十三条の二 (略)	第二百六十三条の二 (略)
2・3 (略)	2 · 3 (略)
4 第一項の相互救済事業で保険業に該当するものについては、保険	4 第一項の相互救済事業で保険業に該当するものについては、保険
業法は、これを適用しない。	業法(平成七年法律第百五号)は、これを適用しない。